

令和2年箕輪町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した、令和2年度の定期監査（施設監査）の結果を同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和2年11月17日

箕輪町監査委員 松本 豊 實

箕輪町監査委員 木村 英 雄

定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

地方自治法第199条第4項、箕輪町監査委員条例第2条及び箕輪町監査基準第14条(1)ウの規定による定期監査を、令和2年度箕輪町監査計画に基づき実施しました。なお、施設管理を中心として実施いたしましたので、実施箇所のみでの報告となります。各課の財務(予算の執行状況)に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等の監査については、令和3年1月以降に実施いたしますので、結果に関する報告についても、監査実施後となります。

第2 監査の方法

令和2年度箕輪町監査計画に基づき、公有財産の維持管理状況、物品の出納保管状況、前回監査時の指摘事項の改善実施状況について、監査資料の提出を求め、現地及び提出された資料の細部について担当職員の説明を求めて監査をしました。

第3 監査の期間

令和2年10月23日から令和2年10月28日まで

第4 監査の対象(監査実施順)

- 10月23日(金)
文化センター、郷土博物館、図書館、若草園、移住体験住宅、役場庁舎
- 10月26日(月)
北小学校、中部小学校、中学校
- 10月27日(火)
南小学校、東小学校、西小学校、町営住宅長岡団地、長岡団地自治会館、みのわ天竜公園
- 10月28日(水)
木下北保育園、東部排水処理施設、西部南排水処理施設、西部中排水処理施設

第5 監査の結果

- 1 各施設の前回指摘事項の改善状況
前回監査時に指摘した事項について、ほとんどの事項で改善されていました。
- 2 各施設(学校)の現金、有価証券、通帳等の管理について
今回監査した範囲において、適正かつ効率的に管理されていました。
- 3 各施設の物品の出納保管状況について
各施設の物品出納保管状況及び備品管理については、概ね適正に処理されていました。

4 各施設の公有財産の維持管理について

概ね適正に管理されていましたが、以下のとおり一部に改善・検討を要する点が見受けられました。適切に対処してください。

5 改善を要する事項

(1) 若草園

- プレイルームとリズム室は照明を分けて点灯することができないため、通園児の午睡時に不便が生じている。改善を講ずること。

6 意見及び検討事項

(1) 文化センター

- 館内のボイラーが、今年5月の暖房から冷房に切り替えるタイミングで3台中1台が故障し、現在2台で稼働している。施設の根幹に係るものであり、来館者に不都合が生じないよう対応を検討すること。

(2) 郷土博物館

- 博物館協議会より提言された今後のあり方を踏まえ、改修等を検討・計画していくこと。

(3) 移住体験住宅

- 滞在中のゴミの処理も町が行い、快適に過ごせるようになっている反面、一般的な宿泊施設代わりとならないよう数回利用している方には具体的な話を進めていくよう検討すること。

(4) 学校全般

- 学校施設の状況について、各学校と教育委員会の情報共有・連携が取れているが、各学校とも校舎の建築年数が経過しており、大小関わらず修繕が頻繁に発生している。大きな修繕は教育委員会予算で対応し、軽微な修繕については学校予算で対応しているが足りない現状にある。修繕に対応できる予算を引き続き確保できるよう対応されたい。

7 監査委員の総括所見

今回の監査は、毎年実施している小中学校、文化センター、役場庁舎に加え、郷土博物館、図書館、若草園、移住体験住宅、町営住宅長岡団地、長岡団地自治会館、みのわ天竜公園、木下北保育園、東部・西部南・西部中排水処理施設について実施しました。

学校及び今年度実施した木下北保育園、若草園については施設内の整理整頓、周辺整備等が行き届いていました。また、役場庁舎についても書類・物品が整理整頓され、かなり改善されていましたが、一部窓際にファイルが並べて置かれている所がありました。引き続き整理整頓に取り組まれるよう希望します。

各施設とも消毒液等の設置、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じていました。引き続き感染予防対策を講じてください。

全体的に各施設の老朽化が目立ち、補修・修繕を必要とする施設が増加しています。維持管理費が増大する中、住民の安全確保の面からも計画的に修繕計画を立てるようにしてください。また、自然災害による各施設の方が一の被害を想定した対応策も合わせて検討してください。

定期監査結果報告書に記している事項は、施設の適切な維持管理、住民の安全確保の面から改善が必要なものを報告しているものです。早急に対応しなければならないような事項は改善措置してください。

以上、主要な点を報告しましたが、課レベルで対応可能な細かい点については、別紙のとおりでありますので、それぞれの立場での対処改善を図ってください。